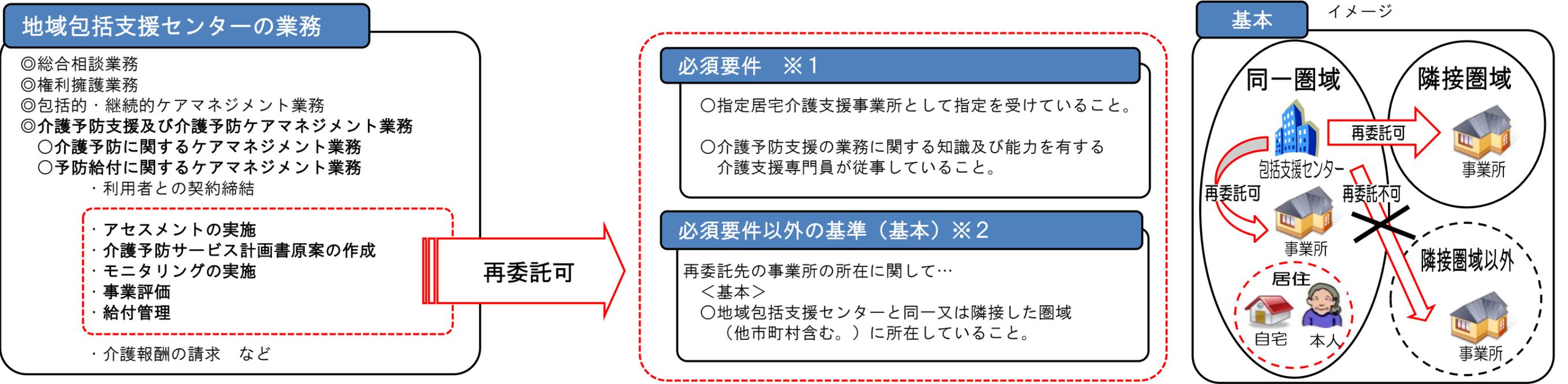


介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部再委託に関する承認基準（案）について

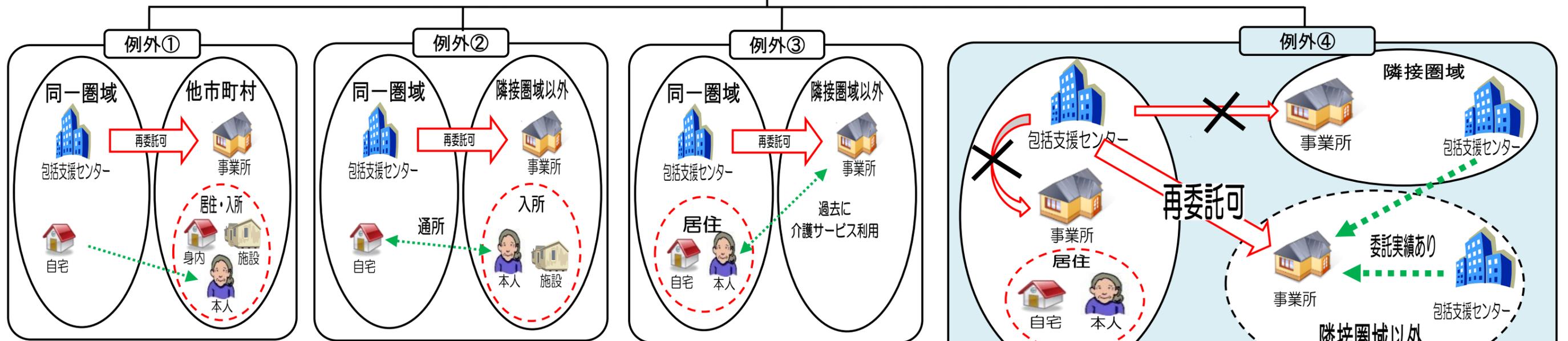
〔承認基準について〕

再委託できる事業所の適否について、必須要件（※1）と必須要件以外の基準（基本）（※2）を設定したが、この基本要件だけでは、対応できない事例もあることから、平成27年度の地域密着型サービス等運営審議会にて必須要件以外の基準（例外）（※3）を設定したところ。

しかし、必須要件（※1）と必須要件以外の基準（基本）（※2）を満たす居宅介護支援事業所だけでは、地域包括支援センターが実施する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を再委託できない状況が発生しているため、平成30年8月1日以降の再委託分から、新たに例外④を再委託できる基準として設定したい。



必須要件以外の基準（例外）※3



①住民票は青森市のままで他市町村に居住、または、住所地特例施設に入所している場合で、その地域に所在する事業所。

②住民票は異動しないまま市内の隣接圏域以外の有料老人ホーム等施設へ入所等している場合で、その圏域内にある事業所。

③認定結果が「要介護」から「要支援」となった方で、過去に介護サービスを利用していた事業所。

④同一圏域かつ隣接圏域内の居宅介護支援事業所に再委託ができない場合で、居宅介護支援事業所が所在する圏域または隣接圏域の地域包括支援センターと再委託契約している事業所。